

令和4年度第1回国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議議事要録

日 時 令和4年7月14日（木） 13：30～14：10

場 所 Web 会議（Zoom）

出席者 佐々木委員、利根委員、平本委員、山名委員、
井口委員、井原委員、堀田委員、石井委員、重原委員

欠席者 小安委員

陪席者 山中監事、齋藤監事、
福島総務部長、三浦総務課長、菅間総務係長、佐藤総務係主任

○ 審議事項

1 議長の選出について

事務局から、資料1及び資料2に基づき、学長選考・監察会議に係る諸規則について説明があった。

続いて、国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議規則第4条第1項に基づき議長の選出が行われ、佐々木委員が選出された。

2 業績評価の対象期間について

事務局から、業績評価の対象期間について資料3-1に基づき説明の後、議長から、令和2年度及び3年度の2年度分の業績を評価対象とすることの提案があり、審議の結果、承認された。

3 業績評価の評価項目について

事務局から、業績評価の評価項目について資料3-1、資料3-2及び資料3-3に基づき説明の後、議長から、「国立大学法人埼玉大学学長選考基準」に掲げる項目と、学長就任時の「大学運営に関する所信」に掲げられている項目を評価項目とすることの提案があり、審議の結果、承認された。

4 業績評価の評価方法について

事務局から、業績評価の評価方法について資料3-1に基づき説明の後、議長から次のとおり提案があり、審議の結果、承認された。

- (1) 学長就任後2年間の「自己点検・評価書」、「業務実績報告書」、「業務実績に関する評価結果」及び「監事監査結果報告書」を業績評価の参考とすること。
- (2) 学長ヒアリングは、事前にヒアリング事項は設けず、学長の発表に対して質疑応答を行うこと、時間は発表30分程度、質疑応答30分程度とすること。

(3) 国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則実施細則第21条第3項により必要に応じて行うこととされている役員及び教職員に対する調査は実施しないこと。

(4) 国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則実施細則第23条第2項により必要に応じて行うこととされている監事との意見交換に代えて、監事の総合的な所見を監事所見書として提出を求めること。

○ その他

1 次回日程について

事務局から、次回は令和4年9月15日(木)の開催を予定しており、学長のヒアリングを行い、業績評価を実施すること、会議の開始時間等については改めて案内を行うことについて連絡があった。

以上